

令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

No	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③事業の対象(交付対象者、対象施設等)	担当課	総事業費 (円)	交付金充当額 (円)	事業開始年月日	事業完了年月日	成果目標(可能な限り定量的指標を設定)	事業の実績等	事業の効果検証
1	地方創生臨時交付金低所得者支援給付金事業【低所得者世帯給付金】	①コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得者世帯の経済的負担軽減を図るため、町内の令和5年度住民税非課税世帯を対象に1世帯あたり30,000円を支給する。 ②給付金に充当 ③令和5年度分の住民税均等割非課税世帯	健康福祉課	81,420,000	81,420,000	R5.6.12	R5.11.29	・令和5年度非課税世帯2,714世帯×30,000円、総額81,420,000円を給付。		
2	地方創生臨時交付金低所得者支援給付金事業(事務費)	①コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得者世帯の経済的負担軽減を図るため、町内の令和5年度住民税非課税世帯を対象に1世帯あたり30,000円を支給する。 ②会計年度任用職員報酬、時間外勤務手当、費用弁償(会計年度任用職員分)、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、口座振込手数料、システム改修委託料、電算処理等委託料に充当 ③令和5年度分の住民税均等割非課税世帯	健康福祉課	3,675,801	3,675,801	R5.6.12	R6.3.29	・令和5年度非課税世帯2,500世帯に一世帯あたり30,000円を給付 ・令和5年度非課税世帯を対象に1世帯30,000円の給付に要するための事務経費に3,675,801円を充当した。	物価高騰に伴いより生活への影響を受けたと考えられる低所得者世帯に対して、一時的ではあるが生活の支援につながったと考える。	
8	水道料金減免事業	①コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける町民や町内事業者等への経済的な支援を行うため、水道料金(基本料金及びメーター使用料)を4か月分減免する。 ②公営企業会計(水道事業会計)への補助金(個々の基本料金及びメーター使用料の減免に係る費用(システム改修費を含む))に充当 ③水道使用者	上下水道課	60,119,405	59,443,045	R5.6.12	R6.3.25	・8月請求分から減免を開始する ・8月～11月分の水道料金(基本料金及びメーター使用料)の減免を実施。 ・減免額合計59,173,545円(26,903件)	水道料金等の減免を実施したことでの物価高騰の影響を受ける地域経済や住民生活の支援につながった。なお、水道料金の滞納者に対する停水予告が、事業実施前(令和5年7月、8月)と実施中(令和5年11月、12月)を比べると対象者数が19名(44.2%)減少した状況からも効果があったと考えられる。	
9	生活者支援電子クーポン事業	①コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対する支援として、「小川町情報スマリバ」にてLINEクーポン(150円、300円、600円の中から店舗が選択)を隔週で配布し、生活者の負担軽減及び、町内での消費喚起による事業者支援を図る。併せて町への来訪者の獲得を図る。 ②事務用品代(消耗品費)、印刷製本費、通信運搬費、割引クーポン代に充当 ③町民及び町内事業者	にぎわい創出課	8,801,452	8,711,452	R5.6.12	R6.3.8	・6割(6,030,000円相当)のクーポン利用により、20,100,000円以上相当の町内消費を喚起 ・クーポン利用総額8,583,150円、28,617,500円以上の町内消費となる。 クーポン利用内訳 150円×657枚 300円×8,259枚 600円×10,015枚	ウェブ形式によるアンケート調査を実施。「いつも使うお店で、いつもと同じ商品をお得に買い物ができる」や「クーポンをきっかけに、初めてのお店・久しぶりのお店に足を運んだ」など好意的な意見が95%以上となり、物価高騰に伴う生活者の負担軽減につながったとともに、町内での消費喚起による事業者支援に効果があつた。	
10	学校給食支援事業	①コロナ禍において食材費等が高騰する中にはって、保護者負担を軽減しつつ、引き続き良質な給食の提供を行うため、食材価格高騰分を給食会計に対して補助する。 ②給食会計への補助金(令和5年度に実施した保護者負担の値上げ300円分及び300円では賄いきれない食材高騰分(教職員分を除く)に対する補助)に充当 ③町立小中学校に通う児童生徒の保護者(学校給食会計に補助)	学校教育課	5,976,000	5,976,000	R5.6.12	R6.3.22	・保護者1,300人の給食費 月300円×11月分の減免 ・学校給食実施計画に定める学校給食の提供 提供率100%(臨時的な休校等が生じた場合は、提供日から除外) ・月300円の値上げ分を11月分減免。 ・学校給食の提供率100%。 ・給食会計への補助金5,976,000円交付。	保護者負担の値上げ月300円及び300円では賄いきれない食材の高騰分を補助することにより、良質な学校給食の提供が維持できたとともに、保護者の負担を軽減することができた。	

No	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③事業の対象(交付対象者、対象施設等)	担当課	総事業費 (円)	交付金充当額 (円)	事業開始 年月日	事業完了 年月日	成果目標(可能な限り定量的指標を設定)	事業の実績等	事業の効果検証
11	省エネ家電貢換え促進事業	①コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者に対し、エネルギー消費性能の優れたエアコン及び冷蔵庫への貢換えを促進し、家庭での負担軽減を支援するため補助金を交付する。(補助率20%・上限50,000円、町内業者から購入の場合は補助率25%・上限55,000円) ②消耗品、印刷製本費、省エネ家電貢換え促進補助金 ③町民	環境農林課	6,886,682	6,886,682	R5.6.12	R5.9.8	・6割(3,900,000円相当)の補助金を交付することにより、19,500,000円以上相当の省エネ家電購入促進	・補助金総額6,484,000円交付により、32,511,578円相当の省エネ家電購入となる。	エネルギー消費性能の優れた高効率家電へ買い替えたことで、電気代の費用負担が軽減された。また、地域内の販売店での購入に限定したことで、地域内消費にもつながった。
12	公共施設等電気料金高騰対策事業(重点交付金)	①コロナ禍における物価高騰等による影響で公共施設の電気料金が増加し大きな負担となっていることから増加分について本交付金を活用することで、従前のサービスを維持していく。(No.13と同事業) ②電気料金(公共施設分) ③公共施設(町立小・中学校、図書館、公民館等)	政策推進課	4,614,891	1,673,821	R5.4.1	R6.3.31	・交付金を活用した施設:1か所以上	・公共施設8施設(町立小学校5校、町立中学校3校)の電気料高騰分に1,673,821円を充てる。	物価高騰等による影響で増加した公共施設の電気料に交付金を充てられたことで、施設自体のコストの圧迫を軽減でき、行政サービスの低下を防ぐことができた。
13	公共施設等電気料金高騰対策事業(通常交付金)	①コロナ禍における物価高騰等による影響で公共施設の電気料金が増加し大きな負担となっていることから増加分について本交付金を活用することで、従前のサービスを維持していく。(No.12と同事業) ②電気料金(公共施設分) ③公共施設(町立小・中学校、図書館、公民館等)	政策推進課	5,458,489	4,081,000	R5.4.1	R6.3.31	・交付金を活用した施設:1か所以上	・公共施設(図書館、公民館、総合運動場、町営グラウンド、武道館、リリックおがわ、総合福祉センター、子育て総合センター)の電気料高騰分に4,081,000円を充てる。	物価高騰等による影響で増加した公共施設の電気料に交付金を充てられたことで、施設自体のコストの圧迫を軽減でき、利用者の負担軽減や住民サービスの低下を防ぐことができた。